

第1回羽幌町就学前子育て支援審議会

平成24年8月21日

午後18時から

羽幌町すこやか健康センター

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 審議会委員及び事務局職員の紹介
4. 審議会会長互選及び職務代理者の指名
5. 諮 問 （町長から審議会会長へ）
6. 議 題 「町立羽幌町保育園の民営化について」
 - 資料1 羽幌町児童福祉施設検討委員会報告取りまとめ
 - 資料2 羽幌町立羽幌保育園の民営化について
 - 資料3 将来人口(就学前児童)の推移
 - 資料4 羽幌保育園の概要
 - 資料5 保育所に係る運営経費について
 - 資料6 羽幌町就学前子育て支援審議会委員名簿
7. その他
 - (1) 次回の開催日について
 - 次回開催日 ()月()日
 - 時 間 (: ~ :)
 - 場 所 羽幌町すこやか健康センター
8. 閉 会

羽幌町児童福祉施設検討委員会報告取りまとめ

平成 23 年 11 月 30 日、休止状態だった「羽幌町児童福祉施設検討委員会」は、国の方向性がある程度示されたことから、羽幌保育園の運営と改築等について、より良い児童福祉施設の方向性を見出すため検討を再開いたしました。

現在、学校法人泉学園まき幼稚園が認定こども園創設を進めており、学校法人旭川カトリック学園藤幼稚園では、認定こども園を考慮せず現行施設による私立幼稚園の運営としている。保育または、幼児教育の現状を踏まえ、今後の展望について、住民ニーズに対応できるよう望ましい、運営や施設の在り方を幅広い観点から委員皆様のご意見・提言をお願いした。平成 24 年 6 月 19 日付 第 6 回羽幌町児童福祉施設検討委員会を最後に、「就学前施設設置及び運営方法について」委員のご意見に行政の回答を附して、次のとおり報告をとりまとめた。

記

- 現在4つの施設があり、民営化も分からなくはないが、園児のことを考えると永遠に公的なものとして行政の介入が必要だと考える。
⇒民営化されても、行政における保育の実施義務はある
- 現在、三子目以降の保育料が町立保育園では無料となっているが、民営化になっても続くのだろうか。
⇒民営化されても、保育料は町が決定するものであるため続く
- 障害等のある子について、今まで通り受け入れてもらえるのだろうか。
⇒これまでと同様の対応と考える
- 保育所の利用者は保育に欠けているので、病中・病後等なるべく休園したくないが、親の要望がどれだけ聞いてもらえるのだろうか。
⇒これまで同様の対応と考える（伝染性の疾病では当然休園していただく。）
- 今後、町立で保育所を建設したとしても、少子化が進み民間の施設もある事から、結局は近い将来閉鎖せざるを得ない状態になるのではないか。
⇒将来的には、そのように考える
- 民営の場合、採算性を追求していくので、経営が行き詰まれば撤退となるが、町営であればそうはならない。
⇒町営でも、財政状況が悪化した場合、サービスを維持するため費用負担の増もある
- 父母の負担軽減策について行政に検討してほしい。皆、町民として納税しているので、公平に対応してほしい。
⇒国の基準に則り、公平に対応している
- 民営化によって、企業努力が期待され、より良い内容のものがつくられると思う。
⇒そのように考える
- 民営化した場合、町における財政的なメリットはあると思う。
⇒そのように考える

- 地元の幼稚園だけに頼るのではなく、町外からも事業者を公募するなどして複数の施設を維持し、利用者の選択肢を多くしてほしい。
⇒人口推移を考慮すると、現在の施設数でも将来的には維持することが困難な状況となる
- 町立保育園が廃止された場合、利用者の選択肢が減少する。
⇒そのように考える（将来的には、人口減による施設の共倒れを防ぐことになる）
- 留守家庭児童会が同じ施設に入ると子どもの年齢層が幅広くなり、活動範囲の違いから危険が伴うのではないかと心配である。また、伝染性の病気の流行も心配である。
⇒児童会は、児童の安全性を考慮した経緯とこれまでの実績からも、問題ないとする
- 恵留夢には現在10名の園児がいる。恵留夢でしっかりこどもの基礎を身につけさせて、幼稚園に送りだしたいという目標として掲げている。これからも、一人でも多く児童の受け入れをしたい。
⇒それぞれの施設教育方針で継続を願いたい
- 保育の質という点で考えた場合、グラウンドはどうするのか。
⇒保育所設置認可基準は、道の権限であり、設置基準に従うこととなる
- 認定こども園になった場合、3歳未満児の保育料については国の基準に準じると思うので問題ないと思うが、3歳以上児になると保育料+預かり保育+給食費等、また、民営独自の特色を出すために、現在よりも保育料が高くなるのではないかと心配。
⇒認定こども園としての議論となる
- 認定こども園になった場合、職員間においては資格の関係により勤務体系化が偏ることが想定され、また、児童間においては幼稚園児・保育園児で生活リズムが違うことから、違和感が出るのではないだろうか。
⇒認定こども園としての議論となる
- 発達支援センターに通っている児童について、今現在、泉学園で良く対応してくれており、今後も期待できると思う。しかし、確約は無いので、行政が関わる体制づくりが必要だと思う。
⇒泉学園の問題である
- 泉学園による認定こども園の計画では、未満児の定員が少ないと思う。そのままでは待機児童の増加が心配されるのではないかと。
⇒保育所民営化の議論であり、町の方針決定後、併せて待機児童解消の課題と考える
- 本検討委員会の結果を受けて、ある程度の町の方針を出してほしい。
⇒審議会へ移行する段階で方針を提示します
- これまで出た意見をまとめるのは難しいので、出た意見を行政で吸い上げ、判断してもらおうこととする。
⇒本書のとおり判断した

羽幌町立羽幌保育園の民営化について

1. 背景

➤ 就学前児童の推計（国調人口）

- ① 将来の就学前児童数を推計した場合、平成22年の約330人から平成47年には約170人と半分近くまで減少する見込みである。

➤ 保育園園舎の老朽化

- ① 園舎は昭和43年に建築され、40年以上経過しており、必要に応じて部分的な改修・修繕は実施してきているものの、老朽化が著しい。
- ② 建設当時には0歳児保育がなかったため、それを想定した設計にはなっておらず、0歳児保育を実施している現状では非常に狭隘な施設であり、早急な施設の改築が必要である。

➤ 保育の実施義務

- ① 児童福祉法第24条における市町村による保育の実施義務は、市町村による適切な保育の実施を義務付けるものであり、保育園の公営を義務付けているものではない。
- ② 公営・民営を問わず、「保育料の決定」・「保育に欠ける認定」・「定員超過時の選考」・「保護者との契約」等、市町村の適切な関与は当然義務付けられており、保育の質というものを考えた場合、公立でも民間でも同様と考える。

➤ 保育所運営に係る財源

- ① 国の三位一体改革により、公立保育所の保育所運営費負担金については一般財源化されたため、町立保育園の運営は大部分が一般財源である。対して、民間保育所においては、国の基準に基づき国1/2・北海道1/4・町1/4の負担割合で負担金が交付される。

現在、地方交付税において、町が保育所を運営することによって10,000千円程度算定されているため、町立保育所が廃止された場合はその分交付税が減額となるものの、それを考慮しても、運営費の3/4が負担金で賄われる為、町の財政負担は軽減される。

➤ 社会保障と税の一体改革

- ① 国会において、消費税増税や関連法を含む「社会保障と税の一体改革」が8月10日に成立した。その中で、子育て支援の政策については、保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」の拡充を図ることとされた。

2. まとめ

- 児童福祉法第24条による市町村における保育の実施義務により、公営民営を問わず「子どもの最善の利益」が保証され、適正な保育環境が

維持できる。

- 児童福祉施設検討委員会において、「町外からも事業者を公募するなどして複数の施設を維持してほしい」という意見と共に、「町立で保育所を建設したとしても、少子化が進み民間の施設もあることから、結局は近い将来閉鎖せざるを得ない状態になるのではないか」との意見があった。町内3ヶ所の認可施設は、現在においても入所児童数が定員を割り込んでおり、今後、児童数が減少していった場合、全ての施設が大幅に定員割れを起こし、結果、経営難に陥り、全ての施設が運営困難になることが危惧される。
- 市街地区の児童は全員羽幌小学校に入学する状況であり、今後の児童数の減少も明らかことから、小学校就学前の保育・教育を民間に担って頂くことにより、適正な施設数を維持し、できるだけ大きな集団で実施することにより、スムーズな就学につなげることができる。
- これまで羽幌町においては、行政改革を推進する中で「民間でできるものは民間へ」という考えのもと、各種施設の民間への移管を進めてきた。民間活力の導入は、地域の活性化に資するものと考えている。児童福祉施設検討委員会においても、「民営化によって企業努力が期待され、より良い内容のものがつくられると思う」との意見があった。
- 保育園の建設・運営を考えた場合、公立保育園に対する補助制度は一切無く、町の財政負担は決して小さくなく、町の今後の財政運営が厳しくなる。なお、建設における町負担について、有利な起債である「過疎対策事業債」を活用した場合、元利償還金（起債対象事業費）の7割は地方交付税により後年度に措置されるが、当該起債については、民間が建設する場合の町補助部分についても活用が可能なことから、比較した場合、民間が建設した方が町における負担は減少する。
- 児童福祉施設検討委員会において、「民間は経営が行き詰まれば撤退となるが、町営であればそうはならない」との意見があったが、自治体であっても財政状況が悪化した場合には、会社でいえば倒産に例えられる「財政再生団体」となり、国の管理下に置かれるような状態となる。一般会計の歳入において、地方交付税が半分以上を占める町の財政状況を鑑みた場合、住民負担を増加させずに、住民サービスを維持するためにも、羽幌町立保育園を民営化することが望ましい。

1 将来人口（就学前児童）の推移

(1) 就学前児童数（平成8年～24年）

（単位：人）

	H24. 3. 31	H23. 3. 31	H22. 3. 31	H21. 3. 31	H20. 3. 31	H19. 3. 31	H18. 3. 31	H17. 3. 31	H16. 3. 31
0歳	49	63	49	55	42	56	61	52	71
1歳	62	51	54	41	58	60	60	72	65
2歳	52	57	43	55	56	57	71	65	58
3歳	53	48	53	55	54	70	66	58	54
4歳	48	55	57	57	63	66	60	53	57
5歳	53	60	56	67	64	57	53	58	64
計	317	334	312	330	337	366	371	358	369

	H15. 3. 31	H14. 3. 31	H13. 3. 31	H12. 3. 31	H11. 3. 31	H10. 3. 31	H9. 3. 31	H8. 4. 1
0歳	62	50	49	56	65	73	57	79
1歳	54	51	51	71	69	61	79	82
2歳	51	54	68	70	56	80	77	65
3歳	55	68	67	60	78	74	63	77
4歳	64	68	60	79	71	63	77	78
5歳	67	60	78	74	59	79	72	90
計	353	351	373	410	398	430	425	471

(2) 保育所及び幼稚園入所率

平成24年 入所率(入所児計/本庁児童数) = 65% (単位：人)

年齢	羽幌町	天売	焼尻	本庁	本 庁 分 内					入 所 児 計	
					保育所	まき幼稚園	羽幌藤幼稚園	恵留夢	道立病院	入所児計	未入所児
0歳	49	0		49	2					2	47
1歳	62	1		61	14			9		23	38
2歳	52	4		48	10			11		21	27
3歳	53	2	1	50	9	36	4	2		51	-1
4歳	48	2		46	7	26	18			51	-5
5歳	53	0		53	8	31	14			53	0
計	317	9	1	307	50	93	36	22	0	201	106
定員					90	135	70	20	23	338	137
施設入所率					56%	69%	51%	110%	0%	59%	入所可能児童数

平成23年 入所率(入所児計/本庁児童数) = 55% (単位：人)

年齢	羽幌町	天売	焼尻	本庁	本 庁 分 内					入 所 児 計	
					保育所	まき幼稚園	羽幌藤幼稚園	恵留夢	道立病院	入所児計	未入所児
0歳	63	2		61	1					1	60
1歳	51	4		47	9			5		14	33
2歳	57	2	1	54	12			2		14	40
3歳	48	2		46	6	19	13			38	8
4歳	55			55	7	32	13			52	3
5歳	60	3	1	56	17	29	10		1	57	-1
計	334	13	2	319	52	80	36	7	1	176	143
定員					90	135	70	20	23	338	162
施設入所率					58%	59%	51%	35%	4%	52%	入所可能児童数

(3) 将来就学前児童推計及び入所(保育所・幼稚園)見込み数

(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
人 口	8,740	8,122	7,519	6,882	6,248	5,643	5,070
0～4歳	335	264	223	194	175	158	139
5歳(A)/5	61	63	51	43	37	34	30
計	396	327	274	237	212	192	169

※5歳児の数は下記「日本の市区町村別将来人口」の5～9歳の人数を5で除した数(平均)

(単位：人)

入所見込み数	194	206	192	177	159	144	127
入所見込み予想率	49%	63%	70%	75%	75%	75%	75%

日本の市区町村別将来人口

(平成20年12月推計) 数値使用

(国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部)

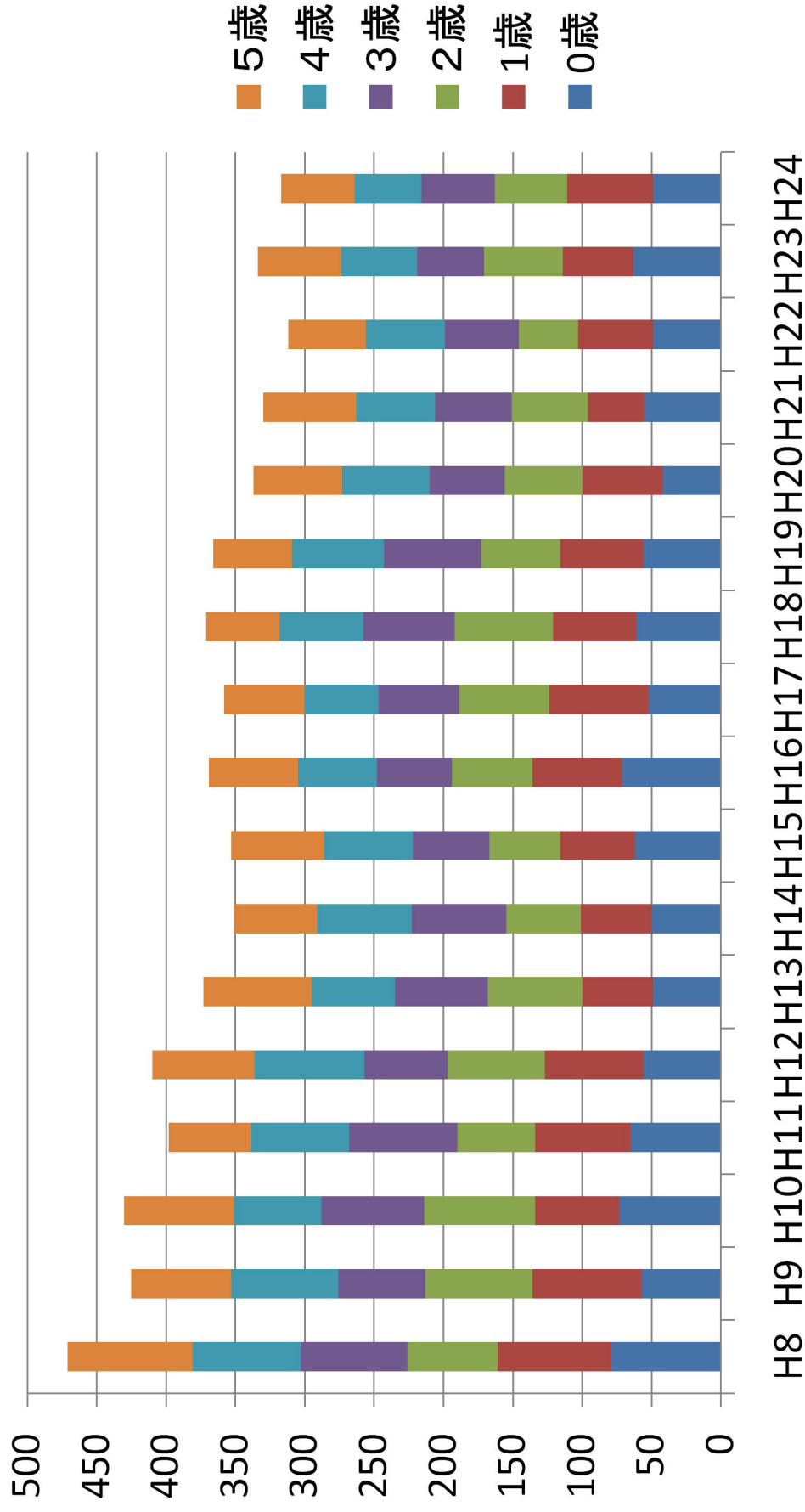
(単位：人)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
人 口	8,740	8,122	7,519	6,882	6,248	5,643	5,070
0～4歳	335	264	223	194	175	158	139
5～9歳	304	315	254	213	186	168	151
計	639	579	477	407	361	326	290

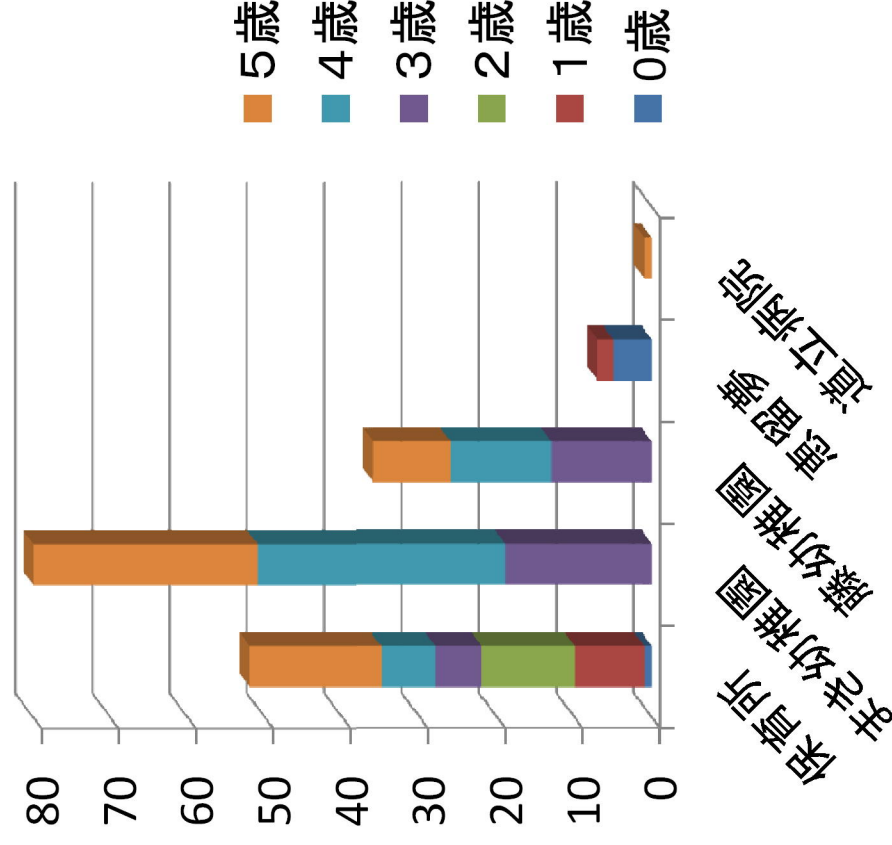
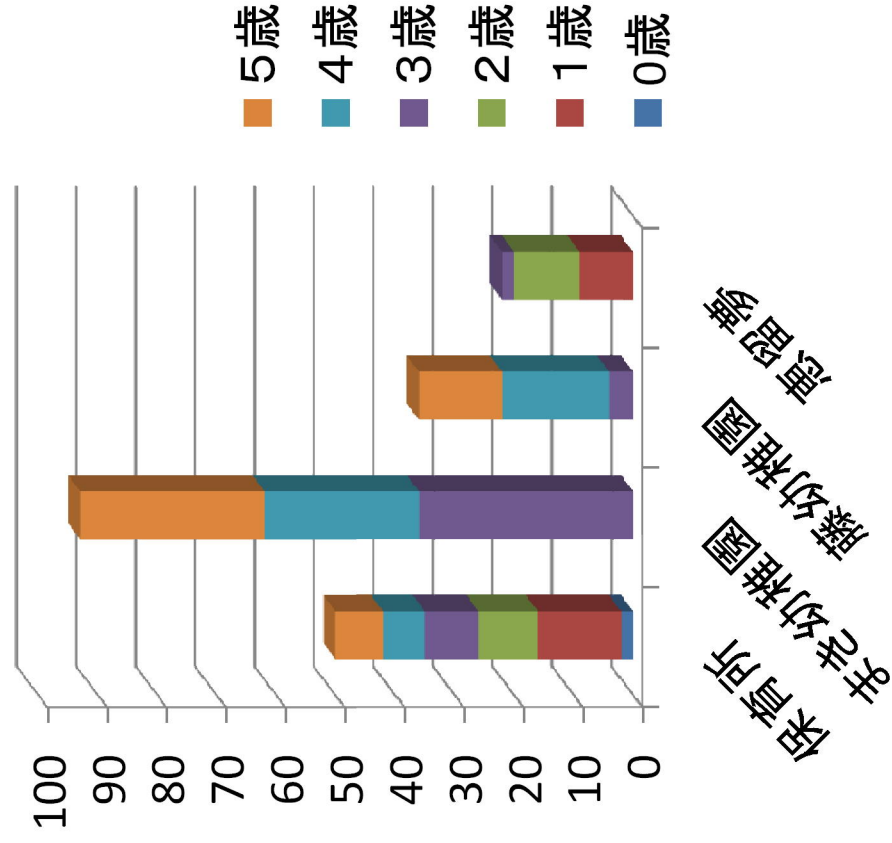
将来人口(就学前児童)の推移

平成24年 羽幌町

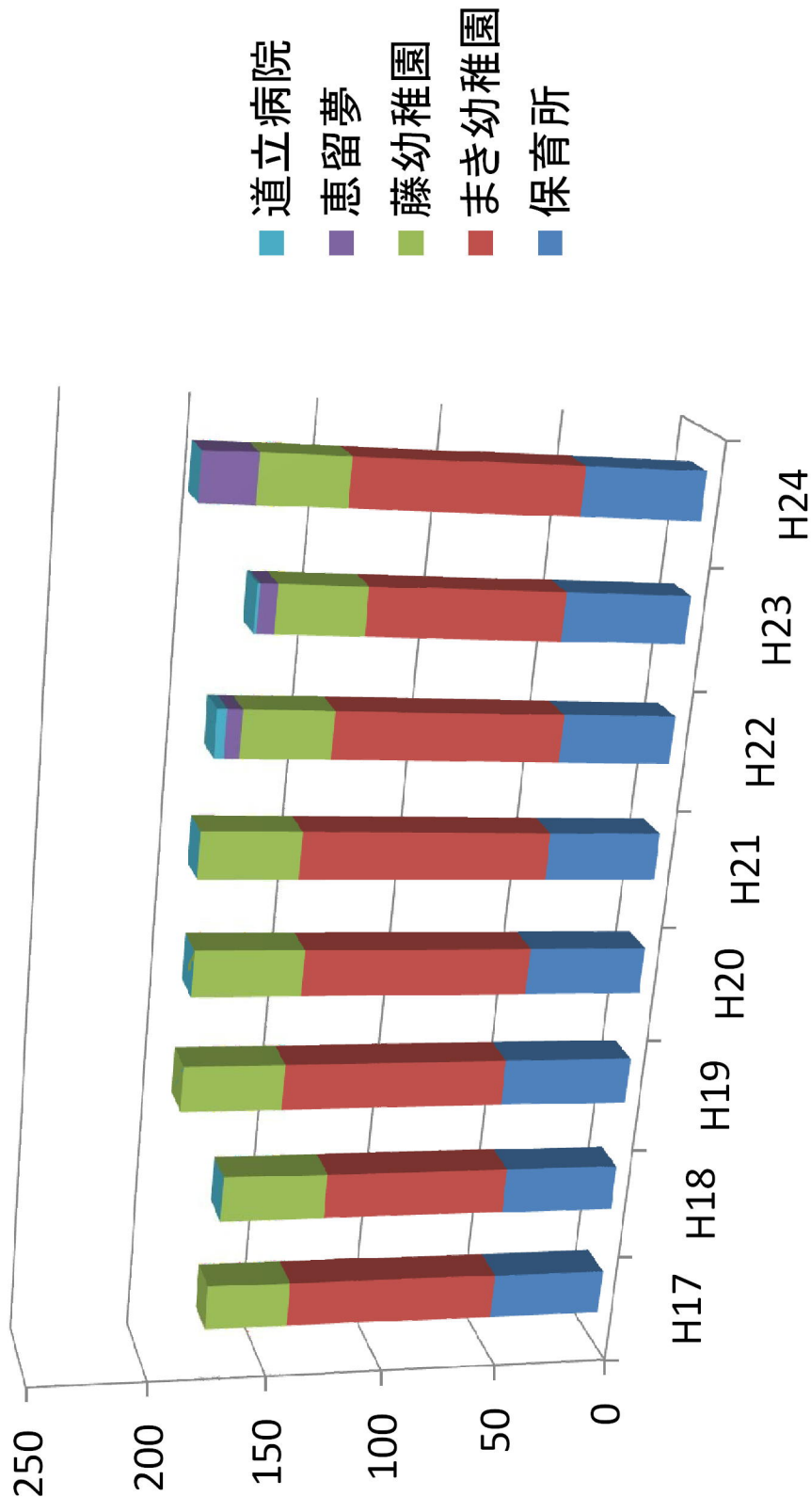
(1)就学前児童数(平成8年～24年)



(2) 保育所及び幼稚園入所率 (平成24年)

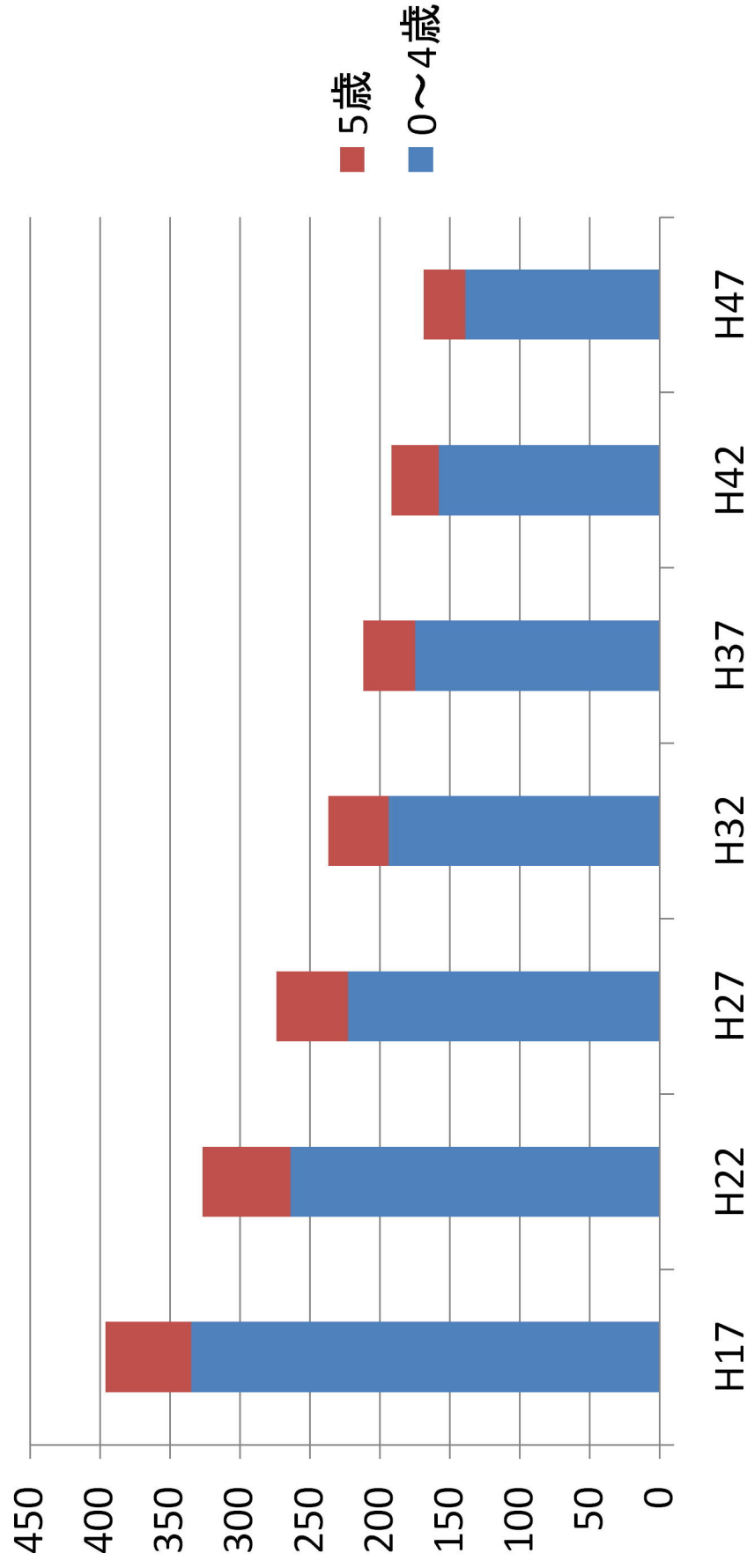


保育所及び幼稚園入所児童数

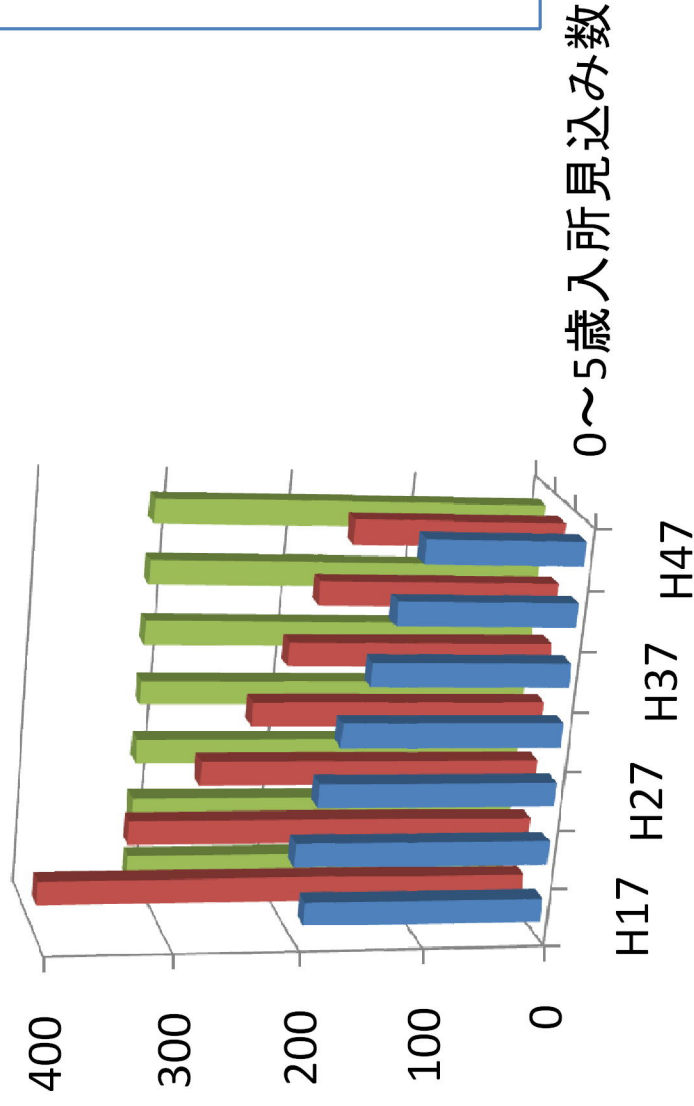


(3) 将来就学前児童推計及び入所(保育所・幼稚園)見込み数

国立社会保障・人口問題研究所 (5歳については階層5～9歳を5で除した数)



入所率から見る入所人員



0~5歳入所見込み数

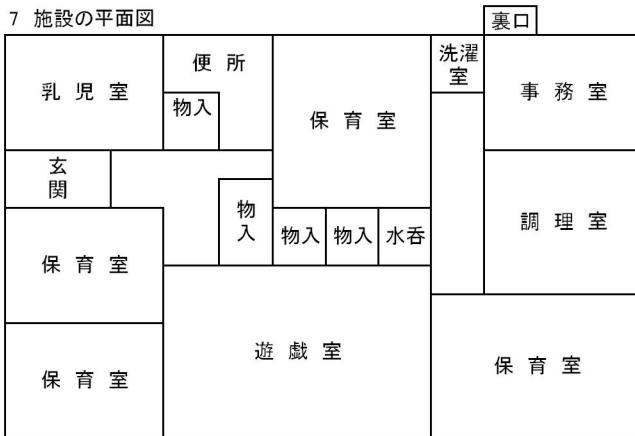
2 羽幌保育園の概要

1 保育所	羽幌町立羽幌保育園	
2 所在地	羽幌町南2条1丁目16番地	
3 設置及び経営主体	羽幌町	
4 認可開園日	昭和43年4月1日	
5 施設の状況	(1) 敷地面積	2,558.96㎡
	(2) 構造	木造モルタル
	(3) 建築年月日	昭和43年12月20日
	(4) 建物の面積	390.860㎡
	① 玄関ホール(1)	35.640㎡
	② 事務室(1)	16.200㎡
	③ 保育室(4)	132.840㎡
	④ 乳児室(1)	25.920㎡
	⑤ 遊戯室(1)	87.480㎡
	⑥ 調理室(1)	28.350㎡
	⑦ 便所(1)	16.200㎡
	⑧ その他	48.230㎡
	※平成19年8月15日 建物の面積変更。	
	(5) 屋外遊戯場	1,926.163㎡
	(6) 附帯設備	
	① 給水設備	公共水道
	② 消火設備	軽便消火器
	③ 暖房設備	石油温風暖房器
	④ 非難設備	非常口2カ所
	⑤ 遊具	ブランコ(3人用) 2台 低鉄棒(3段) 1台 低鉄棒(2段) 1台 すべり台(大型) 1台 太鼓橋 1台 ジャングルジム 1台 砂場 1台

6 事業費

費目別	建築費	備品費	計
国庫補助	1,000,000		1,000,000
道負担	500,000		500,000
町負担	8,716,000	800,000	9,516,000
計	10,216,000	11,016,000	0

7 施設の平面図



8 入所定員 90名

9 施設の開所時間 月～金 7:45～18:00
土 7:45～13:00

10 職員の状況(羽幌町子育て支援センター職員含む)

施設長	保育士	調理員	公務補	その他	計
1名	8名	2名	1名	1名	13名

11 保育の実施状況(平成24年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
受入希望	2	14	11	9	7	8	51
入所児童	2	14	10	9	7	8	50
待機児童	0	0	1	0	0	0	1

12 過去5年間の入所状況(年間の平均)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
57人	55人	49人	46人	52人	50人

13 羽幌保育園・年齢別保育児童数及び保育士配置状況

[羽幌保育園：定員90] 平成24年7月31日現在 (単位：人)

	定員	児 童 数		組 別 数		保 育 士 数	
		人員	うち障害児数 (ケレージン含む)	人員	うち障害児数 (ケレージン含む)	国基準	配置 実数
0歳児	5	2	0	2	0	0.7	1
1歳児	10	14	0	12	0	2.0	3
2歳児	12	10	0	12	0	2.0	2
3歳児	18	9	0	9	0	0.5	1
4歳児	20	7	1	7	0	0.2	2
5歳児	25	8	2	8	0	0.3	
合計	90	50	3	50	0	5.6	9

※クラス編成は、状況により変動あり

- ※1. 「うち障害児数」欄、手帳交付者は()内に再掲する
 2. 所要保育士基準(国) ①乳児 (3人に1人以上)
 ②1歳～2歳児 (6人に1人以上)
 ③3歳児 (20人に1人以上)
 ④4歳児以上 (30人に1人以上)

14. 保育園園舎修繕経過

年月日	内 容	金 額
S43.10.31	新築	9,000,000
S58.11.15	屋根ふき替え	2,100,000
H8.7.9	床補修(保育室・管理入室・事務所外)	2,708,900
H15.10.24	屋根ふき替え	2,310,000
H17.9.11	トイレ改修	1,411,200
H19.8.15	保育園裏出入口改修(事務室の拡充)	299,775

(3) 保育所に係る運営経費について

I. 平成21・22年度決算額 平成23年度予算額

歳出		平成21年度	平成22年度	平成23年度	備考
職員給料	4	11,654,420	7,006,540	7,705,500	
〃手当		4,978,934	3,872,758	4,376,326	
〃共済費		6,334,379	4,042,633	4,382,943	
公務補報酬	1	1,498,800	1,498,800	1,499,000	
保育園長報酬			3,000,000	3,000,000	
臨時保育士賃金	6	10,304,850	10,373,311	14,628,000	
施設管理賃金(清掃員)	1	503,580	556,710	583,000	
調理員賃金	2	3,192,924	3,234,849	3,226,000	
社会保険等(臨時職員等)		1,902,175	2,449,645	2,987,025	
職員給与等計		40,370,062	36,035,246	42,387,794	
嘱託医師報酬	1	40,000	40,000	40,000	
健康診断従事者賃金		26,000	26,000	26,000	
小計		66,000	66,000	66,000	
需要費		6,311,325	6,519,004	7,391,000	
その他		998,288	1,515,490	1,404,000	
小計		7,309,613	8,034,494	8,795,000	
歳出合計		47,745,675	44,135,740	51,248,794	
歳入					
保育料		11,327,465	11,511,755	14,364,000	
産休代替職員任用事業補助(道)			398,925		
その他		790,620	797,388	760,000	職員給食費等
歳入合計		12,118,085	12,708,068	15,124,000	
差引					
歳入歳出差引額		-35,627,590	-31,427,672	-36,124,794	
普通交付税算入額		30,567,000	31,320,000	31,320,000	H23年度(前年度数値使用)
※					
交付税算入後数値		-5,060,590	-107,672	-4,804,794	

※子育て支援センターに係る運営経費について

歳出					
臨時保育士賃金	1	1,556,434	1,593,336	1,638,000	
社会保険等(臨時職員等)		222,333	235,747	240,000	
その他		219,992	144,229	461,000	
歳出合計		1,998,759	1,973,312	2,339,000	
歳入					
児童環境づくり基盤整備(道)		1,160,000			
次世代育成支援対策(国)			1,073,000	1,049,000	
歳入合計		1,160,000	1,073,000	1,049,000	
差引					
歳入歳出差引額		-838,759	-900,312	-1,290,000	

※留守家庭児童会運営協議会補助金

歳出	留守家庭児童会運営協議会補助金	1,541,000	1,541,000	1,541,000	
歳入	放課後子どもプラン推進事業(道)	1,027,000	1,027,000	1,027,000	
差引	歳入歳出差引額	-514,000	-514,000	-514,000	

●保育所を私立化した場合の財源試算

1 建設費

○公立で建設する場合には、補助制度が無いため全額町負担となるが、過疎対策事業債の対象となり後年度交付税補填を含めると
 実質一般財源は 195,800千円 【総整備費の44%】となる。

《算式》 実質一般財源：89,000千円 + 106,800千円 = 195,800千円

○私立で建設する場合には、国庫補助制度が有るため町負担は1/4となり、その町負担額についても過疎対策事業債の対象となるため
 実質一般財源は 48,950千円 【総整備費の11%】となる。

《算式》 実質一般財源：22,250千円 + 26,700千円 = 48,950千円

◎上記試算により、私立で建設した場合の方が町負担実質一般財源ベースで 146,850千円 が縮減されることとなる。

《算式》 実質一般財源縮減額：195,800千円 - 48,950千円 = 146,850千円

データ① 公立・私立の保育所整備費試算額

○施設整備費については、公立の場合は全額が町負担、私立の場合は事業者[1/4]国[1/2]町[1/4]負担となる。

整備費 445,000千円									
公立の場合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">町負担〔起債借入〕 356,000千円</td> <td style="width: 50%;">町負担〔一般財源〕 89,000千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">交付税補てん額 249,200千円</td> <td style="width: 50%; background-color: yellow;">町負担額 89,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">町負担額 106,800千円</td> </tr> </table>	町負担〔起債借入〕 356,000千円	町負担〔一般財源〕 89,000千円	交付税補てん額 249,200千円	町負担額 89,000千円	町負担額 106,800千円			
町負担〔起債借入〕 356,000千円	町負担〔一般財源〕 89,000千円								
交付税補てん額 249,200千円	町負担額 89,000千円								
町負担額 106,800千円									
私立の場合	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; background-color: #cccccc;">事業者 111,250千円</td> <td style="width: 50%; background-color: #cccccc;">国 222,500千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">町負担〔起債〕 89,000千円</td> <td style="width: 50%;">町負担〔一般財源〕 22,250千円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">交付税補てん額 62,300千円</td> <td style="width: 50%; background-color: yellow;">町負担額 26,700千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">町負担額 22,250千円</td> </tr> </table>	事業者 111,250千円	国 222,500千円	町負担〔起債〕 89,000千円	町負担〔一般財源〕 22,250千円	交付税補てん額 62,300千円	町負担額 26,700千円	町負担額 22,250千円	
事業者 111,250千円	国 222,500千円								
町負担〔起債〕 89,000千円	町負担〔一般財源〕 22,250千円								
交付税補てん額 62,300千円	町負担額 26,700千円								
町負担額 22,250千円									

※ 整備費等については、新羽幌町振興計画実施計画で計上予定である事業費をもとに試算する。

※ 町負担〔起債借入〕については、過疎対策事業債〔充当率100%、後年度交付税補填率70%〕で総額の80%を対象経費として試算する。

2 運営費

- 公立保育所の場合は、運営費から保育料等の収入額を引いた額が町負担一般財源となるが、私立保育所の場合は、公立にはない国(1/2)・道(1/4)負担金があるため、町の負担一般財源が縮減される。

《算式》 国・道負担金額：(65,144千円 - 22,324千円) × 3/4 = 32,115千円 ← 町負担一般財源が減となる金額

データ② 公立・私立の保育所運営経費試算額(定員90名)

	運営費 65,144千円	
公立の場合	保育料:22,324千円 その他収入:1,000千円	町負担一般財源 41,820千円
私立の場合	保育料:22,324千円 その他収入:1,000千円	国・道負担金 32,115千円 町負担一般財源 9,705千円

- ※ 試算数値は、児童福祉法の基準により算定したものである。
 ※ 保育所は、公立・私立とも入所申し込みは町が受け付け、保育料も町が決定するため、公立でも私立でも保育料を同額として試算する。
 ※ その他収入は、職員給食費等を見込み1,000千円で試算する。

羽幌町就学前子育て支援審議会委員名簿

幼稚園及び保護者の代表		
園長	大 長 司	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 施設代表
保護者	上 田 稔	学校法人旭川カトリック学園 羽幌藤幼稚園 保護者代表
教諭	中 西 美 智	学校法人泉学園 まき幼稚園 施設代表
保護者	金 子 美 幸	学校法人泉学園 まき幼稚園 保護者代表
保育園及び保護者の代表		
園長	端 紀美枝	羽幌町立羽幌保育園 施設代表
保護者	奈 須 弘 美	羽幌町立羽幌保育園 保護者代表
その他児童通園施設又は保護者の代表		
保育士	本 間 由美子	羽幌町子ども発達支援センター「にじいろ」 施設代表
保護者	坂 本 浩 之	羽幌町留守家庭児童会運営協議会「こぐま児童会」 保護者代表
代表理事	三 谷 博 子	特定非営利法人家庭保育所「恵留夢」 施設代表
小学校長及び評議員の代表		
校長	森 弘 子	羽幌町立羽幌小学校
評議員	米 澤 幸 雄	羽幌町立羽幌小学校
主任児童委員の代表		
児童委員	小 川 礼 子	羽幌町民生委員協議会
社会福祉協議会の代表		
理事	畑 史 彦	社会福祉法人 羽幌町社会福祉協議会 副会長
社会教育委員の代表		
委員	鈴 木 真 一	羽幌町社会教育委員 委員長
学識経験者等		
理事長	栗 原 ひとみ	学校法人北見明和学園